

浅麓水道企業団告示第3号

浅麓水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和8年 2月25日

浅麓水道企業団

企業長

柳田 浩

## 浅麓水道企業団条例第2号

### 浅麓水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

浅麓水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年浅麓水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員等」を「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

第16条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、服務規程第22条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

#### （第2号部分休業の承認）

第16条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数  
(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第16条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第16条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第16条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第17条中「職員が」の次に「法第19条第1項に規定する」を加える。

第18条第1項を次のように改める。

法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例によ

る改正後の浅麓水道企業団職員の育児休業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。